

ルックスケア研究会 会則

2023年3月16日

第1章 総則

第1条 名称

本会の名称はルックスケア研究会とする。

第2条 目的

本会は化粧をはじめとしたルックスケアを通して健康を促進する作業療法の実践や研究の発展に寄与することを目的とする。

第3条 事業

本会は前条の目的を遂行するために、次の事業を行うことができる。

1. 研修会等の開催。
2. 化粧やファッションなどに関連する理論および実践に関する研究・調査・協力・援助
3. その他必要な事業（教育・研究の調査実施など）

第4章 団体及び事務局

本会の団体及び事務局は、東京都荒川区東尾久 7-2-10 東京都立大学 健康福祉学部 作業療法学科 石橋研究室に当面の間、設置する。

第2章 会員

第5条 種類

本会の会員は正会員・登録会員・賛助会員とする。

1. 正会員 本会の目的・活動に関心を持つ個人。本会の事業に参加することができ、総会の議決権を持つ。
2. 登録会員 本会の目的・活動に関心を持つ個人。本会の事業に参加することができるが、総会の議決権を持たない。
3. 賛助会員 本会の目的・活動に関心を持つ団体。本会の事業に参加することができ、総会の議決権を持たない。

第6条 入会

会員になろうとするものは、入会申込フォームに入会金、会費を添えて申し込み、本会の承認を受けるものとする。

第7条 退会

会員が次の各号のいずれかに該当すると至った時は、その資格を喪失する

1. 退会届を提出したとき
2. 本人が死亡したとき
3. 会費を継続して2年以上滞納した時
4. 除名された時

第8条 休会

正会員および賛助会員が休会に関し必要な事項を定めるものとする。

1. 休会期間は、会員が休会届を申請した日の属する年度の翌年度4月1日から2年度以内とする。
2. 条件として休会しようとする年度の前年度までの会費が完納されていること。
3. 休会期間の会費納入は免除とする。
4. 休会中の会員は、該当する会員の権利が停止される。
5. 休会中の会員で、年度途中からの復会を希望する者は、「復会届(別記2号様式)」を提出し、当年度の会費を納めることをもって復会することができる。
6. 復会届の提出がない場合は休会2年度後に自動的に退会となる。

第9条 除名

会員（理事）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは理事会の議決により、その会員（理事）を除名することができる。この場合、その会員（理事）に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

1. 法令及びこの定款等に違反したとき。
2. 会の名誉を傷つけ、又は会の目的に反する行為をしたとき。

第3章 組織

第10条 役員

本会には正会員からなる次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 1～2名
3. 顧問 若干名
4. 理事 10名以内
5. 監事 若干名
6. 事務局長 1名

第 11 条 役員を選出

1. 理事および監事は役員からの推薦の後、理事会での承認をもって選出される。
2. 会長、副会長、事務局長は理事の中から互選によって定める。
3. 監事は理事およびその他役員を兼任することができない。

第 12 条 役員の任期

1. 役員の任期は 1 期 2 年とする。また、再任は妨げない。
2. 役員に欠員が生じた場合には理事会の議を経て、これを補充する。
3. 補充により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 13 条 役員の仕事

1. 会長は本会を代表し統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在や職務不能となった際はその職務を代行する。
3. 理事は理事会を構成し、本会の目的達成のため職務を遂行する。
4. 事務局長は会の事業、会計、交渉を掌握し理事に報告し連携を図る。
5. 事務局長は理事会の承認を経て事務局を構成し、事業遂行のための業務・会計を行う。
6. 監事は本会の運営および会計について監査する。

第 4 章 会議

第 14 条 総会

1. 定期総会は毎年 1 回開催する。
2. 臨時総会は会長が必要と認めたとき、および正会員の 3 分の 1 から請求があったとき、開催しなければならない。
3. 総会では(1)事業計画および収支予算についての事項(2)事業報告および収支決算についての事項(3)その他この会の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるものを審議する。
4. 総会の議決は委任状を含めた出席者の 3 分の 1 をもって決し、賛否同数の場合は議長の決するところによる。

第 15 条 理事会

1. 理事会は理事によって構成され本会の要務に関する事項を審議する。また理事会は会長が召集する。
 2. 理事会の成立には理事の過半数の出席（委任状を含む）を必要とする。委任状は FAX、E-mail など電子媒体でも可能とし Web 会議でも成立する。
- 大会大会長は、学術大会終了後に次回学術大会大会長に事務引継を行って任期を終える。

第6章 会計

第16条 会計

本会の会計は入会金、年会費、その他の収入をもって充てる。

第17条 予算・決算

理事会は事業計画に基づいて予算を編成し、前年度の事業報告、収支決算を作成して監事の監査に基づき総会の承認を得る。

第18条 会計年度

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 会費

第19条 入会金および会費

入会金および会費は次の通りとする。

1. 正会員： 入会金 2,000円、会費 2,000円（年間）
2. 登録会員： 入会金 2,000円、会費 無料
3. 賛助会員： 1口 5,000円（年間）
4. 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第8章 会則の変更

第20条 会則の変更

本会則を変更するには、理事会での承認または、総会の過半数の承認が必要となる。

附則

この会則は令和5年3月16日から定める。